春湊浪話

一

1曽5
72
1

門1曾5
號72
卷1

春渓漫話上巻目録

一 往古年号
一 大形天皇
一 弾琴の説
一 大津宮の朝廷
一 琴
一 筆の作法
一 筆対
一 古和歌
一 新羅国号
一 仙洞の所称号
一 橘姫の説
一 昔ゝ竜と称せし橘の橘
一 国憲再び琴を習
一 手蔵の小舟
一 松とけとの
一 雪踏をこうもりの画

一 舟宮信 舟名
一 古今集家屏
一 西川亭 堀川の西と云
一 後号田舎信
一 小侍従 二人
一 久光の家
一 直垂 古今万回
一 上下 上下とも
一 泉殿
一 武士の家紋

一 犬の名
一 公任公家日記
一 天喜の行幸日記
一 左時子 紅梅門
一 行方小侍従 年齢
一 布衣 直垂 草履 直垂
一 素襖 肩衣 袴
一 寝殿 並中門
一 陰 簾
一 切戸 簾板

一 前本乃天河
　 尺 三十八条

春渓漁話巻上

備前国 [illegible] 種平著

往古年号

年號は孝徳天皇の時大化四年の号を始る日本紀に[illegible]伊豫の湯得久と上宮太子の建る所の法興元年十月歳次丙辰と[illegible]世の武烈に今案ずるに伊豫国古記に引て載る所[illegible]紀に[illegible]法興の年号を[illegible]丙辰の歳は推古天皇の四年なり法興の号源平盛衰記に[illegible]久録は天皇の時金光の年号推古天皇の時

同端政の年号は[illegible]平安物語に[illegible]世の書なれども年山房の日明友の海の著述[illegible]聖徳太子伝記に[illegible]年[illegible]又江家の日次の神の社記に[illegible]録は日本紀に敏達天皇元年壬辰より金光を用ひ崇峻天皇二年己酉より端政を用ひ舒明天皇元年己丑より聖徳を用ひ[illegible]といふ[illegible]法興と[illegible]書[illegible]

其号[illegible]の年号[illegible]紀に[illegible]古今雑[illegible]年号[illegible]聖徳太子[illegible]事出[illegible]紀[illegible]世

の年の名をとりて称しまるるやあるべき、そ後白鳳
と年号といふ年号ありきと、久しくこれ地続きと天武
天皇の大友皇子をそしのぶ年の年号年号元年
て朔年白鳳と改元せしなり、称号の流行は天智
此時白鳳天武朱雀年号あるといふ号なりしとき
又古語拾遺に、雄略豊(トヨサキ)前の朝白鳳元年と云ふ
号は、孝徳天皇の朝の年号にて、此二つの年号は
ありしなり、而物に、此二つの記録あるなり、正史にこれ
なし出来たる、此二つの号とあるべき筈なるに、只天武
天皇神龜元年十月に、官位令より養老に、官制の

あるふ白鳳元年年号は代宣遠の間雖然
而自記録多く略略といふ、続日本紀に、
以来紀にこれなしとて、此年号新発の一説なりし
号なるべきなり、今号と雷とせんなり、而又なし、
年号白鳳の年号は、天武天皇雖をさけて、
らせのなりと、二年の後、参議のとし、浄御原の天の
位しなりし、大津皇子なりて、大友皇子の立ひし年
号也、上に引し、聖武天皇の、官位令、官制
も大津皇子の大友皇子の、此時のなるべし、行なはれ
しなりとあるとして、大津の、この二つの年号、出来れる

事なるべし 所天平感宝といふは天平廿年に用ひる故
元年一号なれども 又四年七月より天平勝宝と
改元せし故なるべし 世人の云ふ如く年代記あるべし
世の人の云ふ如年号なり

朝廷因号

古今集を称し奉る 因しきたりて 奈良の帝と申す
又は元明元正聖武孝謙大炊称徳光仁七代天皇
奈良に御坐ましの故 奈良の帝と申す事勿論
論の事なれども 因史 今義解延喜式等 又は古今集
大和物語 奈良の帝と申す 平城天皇と号し奉る

仁の後 奈良に御坐せの故 平城と謚し奉る
又は古今集大和物語 又は天皇 奈良の帝
申す号 大和物語 奈良の帝と申す
因村天皇と申す 舒明天皇と又は天皇と
舒明の正嫡 因村と申す 因村皇女と
奈良因村天皇と申す 徳天皇 山陵 因村の後
奈良 因村天皇 又因年記 奈良帝天皇
万葉集 因村天皇と申す 舒明天皇の御子なり
号 大和物語 奈良帝 因村天皇と
申す 孝謙 因村天皇 光仁天皇

是は後に大和国田原陵に葬りまゐらせたり 西陵は
施基皇子陵は光仁天皇の御父なる田原天皇陵田原
天皇とは申し給ふ故なり 天智天皇を称して田原天
皇と称せるものあり 是亦施基皇子は贈位なれば称せるは
如なる天皇と謚せし事を否む者ありて氏皇子を治
其の宮天皇と追尊し奉りしを諡号にては称すれど陵式
には其皇子太宗天皇と記したり 又此事紀に其次
天皇とあるは開化天皇の御事にて同じ諡号混せられしを
難波の朝廷と申すは仁徳天皇の御事にてそれと同じ
なりと崇徳元年の高史に難波の朝廷とあるは孝徳

天皇の御事なり 又陸田天皇と唐に添したるは淳仁
天皇の御事 依保天皇と文徳実録にあるは聖武天
皇の御事なり 是又御字天皇と又其宝天皇と続後紀
海松等に入るは聖武天皇の御事 舎人親王を崇
道尽敬天皇と親王を山崇道天皇と追尊し
奉りし事は国史に見えたり

大行天皇

万葉集に大行天皇とあるは持統天皇の御事 文武
天皇の事なり天子崩御の後諡号を定めざる間の称なり 天
安二年八月甲子葬大行皇帝於田村山陵とあり徳

実録にて云列号の以大行の号い漢書の文字
にて天子崩御を弾号故稱大行と言義なり云々

仙洞号の稱号

仙洞院新号の事なるべきまま時世号を稱しまつる事
かつて九条摂政殿実経あり法仙洞と新号の事
号を南院中院彰院号申院号世号後号相院大内門院
順徳院の御事なり世々云南門院世制の面を中院面
前号に比号して法号を仁中号仙洞四新号の事を
時い一院中院号彰院新号を後深号院亀山
院後号号院仏院の御号又後二四安元年後

二条院号稱号にて仙洞号称まつる時号い号稱
外法皇後深号万里小路法皇亀山大皇号稱後白号
持明院殿仏元彰院後白号中院号後深号二
院仏元院を中院号稱まつる号い号稱号
加元号稱号にて後白号法皇後号
号院を上天皇仏元後白院仏元院を彰院号
号院号号の時の号号稱号にて

弾師の新号

伊勢相模号山科の弾師の三号中号以外の物
号仁明天皇の号号人屋新号の号号注号

二条家の西流ないて伝へらるゝ所を書るべくして
是ハ天安二年十一月十四日世間多繁義ゆゑのいし
と三代実録にしるし例年七月の比より安祥寺にて
志ゆひし時の事し此時弾正親王ハ東宮にまゝ
坐親王の世事也此親王の世子大江谷測京職日年十
二月廿七日の美云弾正親王と申すし 同三代実
録にしるしたるハ此時親王
の兄の親王にて當年の御父なれ親しくまゝ
もしるあり此事親王ハ大同五年廃太子にて江位
を奉ると申ハ弘仁二年 崇徳院京職三年 後元慶

八年に廃して近代ハ此事ハ踏張なるも
中世ハ又十年物と伝へるなれども何ゆへ
張ゆへ山科の藤枝なるべ山科の世なるも後
あるべし又人廃親王弾正親王ハ世なるハ
ハ也ハ京職元年 又同五の世家ハ
世なるゆへ多賀家の世なるの世なるの時ハ世家ハ
於弾正ハ中ハ人廃ハ張なるべ
多なるゆへ先事なるべし

橋姫のもとめ

葛葉ゆへ梅姓を獲し世姓の船ハ張なるゆ

以葛城王の母縣大養宿禰東人の女にして三の代を
以三の代を和銅元年十一月廿四日に橘諸兄と称す
其年の冬天平八年十一月に葛城王の母の橘氏を
橘宿禰諸兄と称せしより以三の代にて諸兄
を嫡として諸兄を養子に為して
皇后を娶せしめしに母なりし
人なり性甚だ物の妬
嫉にして紀氏の
言葉の如くと日本紀にあり
言葉の如く女房の如く
孫王の如く
孫王の如く

大津皇子の陵朝臣清河

大津皇子は天武天皇の第三の皇子なり文筆を愛
しかりけり詩を作りしかば日本にて詩を
賦せる事は此皇子より始まりけり天武天皇崩御の
後謀反の罪人として弟皇子元年十月三日澤田の
家にて死をなす御年廿四

金烏臨西舍鼓聲催短命泉路賓主
昔夕誰家向
朱門酒盛中
此皇子の御母は明壁皇女にて
此皇子の死は天智天皇の皇女山邊皇女

唐のむかし琴をこのみしもありとてもしりがたし琴を
しらひて愛しける時の人こゝろ抑そあはれなりけり
といふより日本紀にみえ詩家ハ懐風藻萬葉にみえたり

昔花と称ハ梅か桜か

萬葉集に花といへるハ梅なり古今集よりぞ桜
を花といふとぞいふ事よき人の説にも見へたれど定
出せし人皇廿代允恭天皇の井の傍の桜花を見給ひ
てよませ給ふ御製
花ぐはし桜のめでこともめでぞハめでず我めづる子ら
是ハ桜を衣通姫によそへてたまふ御製也夫より桜をめで

たる御哥を古よりありしハもろこしを経て淳和
天皇の御宇天長八年二月に殿前の桜花の宴あり
其のちハ日本紀略拾芥又史書に見えたり梅花
をかへて始めて当時ニことも梅の宴をしばしば催したるも経古にも
されバ花といふも今ハ花といふハ桜の事となりけるぞやいふ

琴

琴のはじめハ伏羲氏始めて本朝にはと記
る余信ノ書にくはしく雄略天皇の御時に学人
貴信きたりて琴を弾す天武天皇吉野行幸
の時弾じ給ふといふこと日本紀に見へたれば然れ

の事ありしかども源氏物語に紅天皇と源氏の人文
徳天皇清和天皇光孝天皇第六皇子なり文
室丸の宮人なり国史に載せり天慶の比
時の宮殿屋の世御琴多く父帝の琴
のことなり人より引きたる人なりおぼしめしたる
琴なるべく堂平のうぐひすみねよりけうとき春の
とうらの時琴をおしく時の家なりと生のあ張
りあり上源氏物語にしく光源氏もなべての琴行すも
琴をいきたるなりなるものなり書て世に弾ずるなり
を世琴彈も多しとなべて仁明天皇琴彈八

十巻なり世尉よりこの世にいたる国史にあり
後京の作世の日本書目録
琴経　一巻　嵇伯喈撰　琴操二巻　晉廣陵相行撰
琴法一巻　琴譜一巻　琴德播八巻　雅琴譜
百二十巻　琴用手法一巻　彈琴手法一巻
雅琴手勢法一巻　河海抄に用せり
又加茂に本といふ琴を造事長工なり事源
日本紀にあけたる世にしるの長工多の
しるべしあるべしかまて世に琴の長工を
ものなりて聖人の作りたるなりて雅

楽の器のうちにても譜にきこえしその名を絶たり
絃ぬきとりなりしかども其名あり 其琴の始まりは
八弦にて絃きよしとこれ則ち御絃ともいへりとも五弦の
うちにて琴は鬼神の耳をもおどろかすほどのもの
ありとや あまねくしれる所なれば 如何にも妙なる
引人漢きとなどいひきたり 今は知らし 伝ふる人稀にと
義筆の巻に書くこともありて式部の時の頃はかくいはるを
きみしまきのありしも絶えてなしとや 南宗十帖とかれ
琴をかりて今は好きありけりともありて 世上へ絶えの
物語には 琴の世にもうるさきもの也とて知る人すくなしと

と云へる 絶えにし其曲にて 絶えし事になりし
関寛恕といふ人 琴をたしなみて
琴の曲をきくにつけても 寛政の年 大納言
頼信卿の家に仕へ 関寛恕といふ
ものの奥に達して 琴の始めを下野にして 唐人に琴を習ひ
けしう微音にても たゆやかなる音色し 又さする楽もまた
らを深きところは 紙をとりのぬきにして 琴の下に糸をはる
まして川ある音なる 音をも 其時の絆に 兵波陣する
あおきこえし 世の人にしたかひ 禅定殿下 絃に依
気も世の人ひしかはまてにも 吹かせめしては 人て 知られしといふ

多體源氏物語にうたいたる琴
といふことなどもあるなり物語の中の琴
ものの名にて頂上のうるを用ひてつなぎて引きたる琴
の音風につきてなるなり四弦と書しい海いかし高き
調子の低く伝ふて弦の音なれい微音なり
物語のあるを事に引きたる琴に引かるる宮法十
指を琴に弾ずるなり
あるより伝く事て琴を強調の事あり是も実法の園
寵に習ひし琴なり源氏物語にて琴のこと
ありとも

筆の作り様

筆の琴をひくなる今作り様をそなへ長いつるの
事なり斎宮女御 村上女御 の筆を引きあるなる太の作り
の形をたしかなるものに学ぶ物なる
あるなる後に作るなるなり 相鶴屋例をそ
されい大隈にに筆を引くに毎にて作りを
しかるなるとて作りしし 芹川田者の物語にくれ
も昔も出一やうもあるなる作り様をも用ひしこれ
く筆にあるなる男の形をもあるなる
まやと書きれも若法師のこれも作り様なるて

きはめて高き所にあり　こゝをいふ
なり

重箱の内

世の人の何事もかゝる事の加きを重箱の内と
いふなり　天慶の帝物つゝみをし給ふ時
歌をよみ給ふとて　高階文屋朝臣
山人のこゝろ歌に思ふのちらつまんとをもふ
心をしらぬ

年の暮つまんとをもふこゝろいとこゝろぼそく
後撰和歌集に万葉集に山上の
憶良の長歌の中に手にとらば消ぬべみ
いとをしみ懐に入れて
第外に
人の易僉世事をこゝろにかけずとなり　裙帶肩巾
逐の文字なり　裙帶肩巾も昔の服なり

たとけなり

敵をよくいふなり世にあるといふも四きこゝ
ろにて所民物語おとけなるを細流に注して
大解しとあり今のたとけなるを叶ふ

古物語

伊勢物語は、在原中将の自記なる者と、伊勢氏の筆とを
加へられしものなりとぞ、弟君院の御説なり。業平
の自筆の伊勢物語なりしことは、紀貫之の歌
物語にて、紀中将の記なりしことは、源氏の伊勢物語共成
は、在原の物語とも、紀氏の物語とも、両様いひ
なすべきものなれども、今の伊勢物語は、
て、在原の物語とも、自記なるべきかく、書ならべて
きたるを世まさに、自記なりと、伊勢氏の筆とかくべ
と、二のなるべき、業平なりし人、業平の物語なるべ

き、一の初なるべし。文徳天皇の古
事、第集のうちの序あるも、在原中将の詠なれば、昔
のなりしことは、疑ひなくなるべ。されども、
出なるべし。書名は、物語なるべ。清書せしを
なるべき。今日伝はれる伊勢物語は、
なるべ。されども、書名なるべ。
ものに倣て、清書せし伊勢の筆と加へ、
比叡山の書名なるべ。伊勢物語は、
の序を出ん。神代より、古今集序
に、在原なる、御代と、
しめて、是を古代とし、後世の俗説に出来しとい

る一条后の御時にあり延喜の御時物語出し浜や
堤中納言の時の筆なりとみゆるべし菅原孝標の女の更
科日記にも堤中納言物語といへるあれば世にも
勝りたるぞ竹取物語は物語のいでき始の祖と源氏
にもあれば伊勢物語より物古き事は明らかなれし
さるは是もまたしめは落窪に出たるものは後より假名にて記
しりやなべき其時の文などは所謂路たるや伊勢物語より
さる文古体なる源氏やしや姫をうつほ姫ともきこゆる時
の文字のやうにて落窪の字の続けるかごとし伊勢物語を
枕草子なり古物語の名を多く一々出し源氏より古き

語とあるを又は新の古くされたるは菅も竹取も同
し頃なるを一語に此物語にあるかきぬかの音にて
字の意なりとよしみを入れたると思はれしのちに小蓮寺を
後拾遺集には後一条院の御時とあれば此物語は後の
御出世しによらいへとも狭衣源氏後の源氏の物に比にあ
れども古き世のものなる事明らかにしし新し風葉集にも
後一条院の此事ものいへとも物語にこくしかやさきあるべし
とりけるは伊勢物語にかかれ露かなしぬるもの歌の語
りて拾遺集にて橋のくまれて歌とせし詞にて後拾遺
集にも古歌を語らし後一条院の此事と思ひ擬しせし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

雲珠（うず）を年号とする事

[illegible]

しもつかの皇子の法を備給ふ意以金鬘（うず）

華（ず）着所とあるて新田氏紀氏宗源の玉冠と法

して昔の冠なり玉形今も於義命の飾る物也

り使の功勝れるのゆゑ時い雲珠を弱ちてを振の

新宮の雲珠をハ持しらるも冠を振しるる

物のゆゑや

舟の宮位舟の名

音形と昔いる尾形といひし事形ハ[illegible]

ハ早舟といふ今も雲舟の中なるを小舟といふ事和とい

ふの後ハ[illegible]

神天皇の位時拍形あり仁徳天皇の位時多あり淡

海廢帝の位時能登の西大又風ち紀ふ

この能登舟と云ふ船也くもされて後鳥の時ゆ風波暴

急にして海中ゆ漂せ時形舟を[illegible]

[illegible]と称する時剃刀を錦冠をかぶせんずを彩
度を[illegible]ふ[illegible]を[illegible]を[illegible]を[illegible]を冠の
制錦の表絹(ミキヌ)の裏[illegible]て第の紐を以[illegible]
[illegible]ひ[illegible]を[illegible]今も神を[illegible]
[illegible]を[illegible]錦の冠[illegible]第の紐を以[illegible]
もあるべき後代[illegible]の名[illegible]を加へて呼[illegible]
と[illegible]て人[illegible]
もあと和[illegible]人の名[illegible]
[illegible]吉[illegible]
代も[illegible]行[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

犬の名

[illegible]の名[illegible]犬の名[illegible]昔丹波[illegible]
村[illegible]と[illegible]人[illegible]
[illegible]犬[illegible]
[illegible]
[illegible]

人をきこしめすあまの山てらに弟子一人ありけり
ひとりて年をふるとしのあまの歌を嘲哢して
家集一とあり此家集とりてかくいふめる歟

古今集の序屑

古今集序文

いとふかう抱きあつめたるなかにもおもしろき
歌を長歌の多くとりいれたるをいふ筆つたなくしを余の文
まいこんとしたるをいふ詞の続のやさしきをいふ
詞も初のかるがるしからぬをいふ詞も後世まさりするのあ
あれば兼好法師の時代より此説あり古今集の

序拾遺集にも兼ひ此説を採ひ入られたる
法皇もよき歌多くと思召なるとあるも
ものしらぬなりと世なるは別とそれをきき
しまりけんと或人のいはくあけてうけるよき
歌と思へるをもつて俗説の通説のうけるを余説外説
記ありともいはるとかれたるこの序屑沙汰もなく
此説の説なるを出世なるをあるをいかなるとて
うけるを法説なるをうけるい抱なるをいふ詞をつかせ
して或のうけるを是とするなるなるや

公任の序屑

拾遺集公任卿

朝まだきあらしの山のさむければ紅葉の錦きぬ人ぞなき

昔も今も世に名高き秀歌なり 公任卿もはじめは散紅
葉をきぬ人ぞなきとありしを 勅撰の時にみちの
まきと改めて集に書入られしとぞ
あらし山おろしの風のはげしければ散紅葉をきぬ人ぞなき
といふ歌あり 同歌なるがやさしきの堀川此古歌をおもし
ろきの事なるを強ては此歌拙世にしられしにや

白川帝堀川の家をとりたまふ

寛治八年八月十九日鳥羽殿にて池上翫月といふ題に
て歌を講せられし時 白川帝御製

池水に今宵の月をうつしもて心のまゝにわがものとなる

金葉集にも撰び入られし此歌なり 実に此歌にあつまる
世の人堀川の家と其日院の御所に今はいふなる家をやつ
しと也 此時堀川此家を養しするに己か先祖の
家なり 依て御所は此家を似合ざるなり 朕の家と
なさんとて此名をかへし此家としぞ

天暦御時月宴和

同し時の歌なり 大納言経信卿

照月の岩間の水にやどらずば玉ゐるかずをいかでしらまし

此寺の池の字あり世俗伝いひしとそれも寺
くるくるなりや是を今業集に入れ一条の小路の
池水の影をうつして秋の秋月のあるなる月とそれ
是をいふ世に天満の社なり軒と称し公家の
なきを以て係て三月宮社と称し皆此時の事
勝尼院
又同院西の殿の北方門金柳源池水と山影を
佐入る影仲の家
陽明門の池も係りうるるきの柳の多きうつりて
と後一此池に水あるてあるきるも池まいしるの法

うるもあり一とうるうまるかく係しうるて陽明門を
陽佐と時の人いひし
石鳴郭公聞
又いのとりなる月の陽明門の
うる良選
寂光寺なるなりけ郭公のあやめ根をうるて
とうるい池うるうるを石鳴と号し惜命法師
詠て初とうる時もめてきたるうるやと嘆時世
選いかうる陽のきるうるや或所て流るる一日江流
上流年一日金沒て時毎選て石門うるへくかし

こくまぬ其なりしといふ分とも垣因果く是ハ右衛
まて来るる実右門といふやうの門まえ入るよゆゑ開
良暹国に出しといふに紫式部をまえくる事なり八雲
出物ま門にありき右のたとへを書なりて佗しの後
朱付の歌合の判詞にも山名門とハ門にありてもおれハ出
衛門佐の筆しかれとも山名門とよめる例なきにあらねと
為仲の歌
東路のこゝろつくしやせし初きは実の出たりし今までもかる
出ミまなハ右門かと紫式部のこゑへりし又源氏物語
の夕霧の大将の歌

雅信もねあきしき亭の松まいて中さるる男の名門
業も右門と此歌を拾く除しハ良暹も難とのゝるくきとまる
後拾遺の歌を詠まハなくありしかるを又良暹まくり
良といふ者とさしと後拾遺集を関白も難ありしてまかりなり
まくりまといふ詞なしと難じけるを良暹
風雅の云ねより松まに後の男の本意の扶衣まくり候ほて
といひけれハ詠ハ実宮日出し事もありまた語まけり
歌ハありけれとも古今の歌例として大原に良暹か御房の北
しれしまま後拾遺集にてはあたなしかれとの歌なきなり
小侍従二人

同時に中倩法といふものあり云ふ金泥中倩
法と大内大臣大臣の中倩法と云ふ載集に中倩法と
いふと大内大臣中倩法とをもてり此中倩法とも云ある例言
金泥の中倩法し云法の撰集に中倩法とのみて
二人を限り出されしを後撰に撰ばれる大内大臣
の中倩法と出せる言金泥中倩法の云ふ二所ともに入る
ものを今物語に金泥中倩法といふ法を報設
毎年に人々に報設の歌を詠ませ撰集の歌を
撰ぶ二月の比なる大内の殿人々と中倩法
なりいかなる法を報設
なりけぬ枝につけてつかはしける法を報設

[illegible]
中倩法
毎年に人々に中倩法と云ふ法を報設し給ふ
是も家集に出せる歌なり玉葉集に言金泥の歌問ふ
さまざまなりさまざまなりて此情をこそ知れと報補
つかはせり君にさい為の用ゐ言ふ人々に入るさまなりて山
入るとも中遣りけるを中倩法
法名なりて言ふ歌を明の用に何ゐ入れしかん
此度なりなる時報設
言ふ出せるを法とて言ふ法を出せし報

五十小侍従

とくれしと聞しことを侍りしかとも猶もうたは
此歌詠人の多いと玉葉集にも出さうの義集に心得のこ
とうとある小侍従

多くの人に歌しなのこゝきとをしとこけるに法のうれしき
此歌に侍りて小侍従の家なるべし入道年暮
無記に書給て時頃頃の門侍とめされし時
君の世に二度の逢人数をもて今もそのうるつきの多
とよめるこゝ侍り小侍従のこと出られしとも言葉の世世
つくてあれい侍り小侍従なるぬ事はぶけし氏余俗の機

集に小侍従とあるこの中に此小侍従の名をへられも
者なるべきれいとくこゝ大宮大臣実小侍従をへの名なり
う侍りこゝ実説小侍従の名事といふべし又機こゝ玉
葉集に小侍従さるこゝ八幡の出山に籠りとあれば八幡
の事侍り照とあるこゝ又機世村こゝ小侍従の養とあ
こゝ金説小侍従のこゝ法眼の侍りこゝ侍りけり
ものとこゝて侍り小侍従と部せられし世こゝ大宮大臣
実の小侍従の名のくこゝ侍りて実説小侍従の名と
知らへ人なくこゝしあるべし

侍従小侍従の年齢

大皇大后宮少伯従のもとに後藤大夫左大弁宣房の
ちなみ行房卿のなきけいとうとして世を行
房少伯従と称せられ平家相伝の手蹟を
うけて世の人のほまれあり比大皇大后宮の
の后宮多の御方にて二条院の御時再び入内あり
ひとりを世にいう二代后とも刑部卿あり入内の時宣房
房卿の娘と実は大門の右府公能の娘後
徳大寺の時にまいりて出生ましましけるとかや
中将従三位兼の人にして後世余年を経て建仁
元年八月百寿の会をしつらひ中将従三人集りぬれ

てあるべきこれなる連歌の事
文治元年八月の年の暮なれいりてあり
とうとし此年後徳大寺の御方の
ひく強しと強し時い猶京遷都の時て后宮の
ことの事とよとし時少伯従のとき
のおとこい四十二歳 四位補任むかし源内侍の光義を逢
まりて男しことたかれの弱ようの人とみとあい
あきるより兩親ようしくしくとみて長いそれより
もまさしくしく

文覚の事

三雄寺の宝坊の事

世の中のあるもつくることを世人の信ずるに
し定家卿のうたと称して相伝する世を渡るなり
世のあるいは久光寺といふ人の船の
みくらうとといふ定家卿の歌あるを
相伝の歌なりと称せれども月記にこれ
無之

亦宝 古今同

世宝と云ものは信濃の古記にこれ有
の為に後撰集の歌をこれつくりしるかの
人なきをもはかりしるいうといひ信濃元補

任者のきしもとし神波郡もちうけこれなくとも
為の為に為家卿の世宝いとのひとのあるこれ
宝性検遣にも弥宝とすもりあるを世宝あるこれ
れ引為に対するなるこれてこれ根の会のるを
いあるる信濃川帝の法世の法りや武士の法の
とをもて今をもれ公方も問これて者用しるもて
ありといふ

布世宝 華清世宝

西郡将軍の法りや世宝雪こ武家の支法とありて
今い四位の伝道とい粉波の世宝る信い布世宝し

を代に是を大紙といふ三位の已上は布衣を着る
革帯をつる無官の殿上人は革帯を用ひず別当
嶋山三位は素襖を着る革の袴つき烏帽子をかぶ
りしと云へり紀氏云へしいつころを素襖といふ
袴なく布衣に革帯を用ひず

素襖

素襖といふは今の布衣をいふなり稚児院のおとな
の細流物を着用ひて居て是を狩襖の裏なのけ
るものなり上のものなるべし物名と布衣とも物
襖とも云へり是一物なるべい袴なく素とは

家に隙なる物の為なりとて帰を脱くさるものを
素といふなり弛なる物を要て帰ぶさるを素弛な
といひ織なるを素なるを素といふ是なり素襖と
いふも物名の書も又なく帰なけれども是なり素
なる布衣といふ法代の袴なし

肩衣袴

肩衣袴といふものは今の世武家にて
是を用ひしなり為常の礼服となる如此服の始を
まくるといふなり年高祖公の陣中にて
中世時を高清新伝とはかりて要を盃の紐とする袴の

きなるハ切て作り出しのちといふ又松永弾正久秀が
所持ありしをいふ哉と云より遂前明徳元年内膳
金銭正月九日に起れる幽中家令の両き事の
袖を切て義満将軍に随延ひ此頭に着たるとも
是出のなりしもあり所見ぬけれハいふあらん虚説なるへ
かし又きり已前氏肩衣の見へしまあり仏光寺の此時に
西の於て法然上人の画傳に侍の部当と見へしその肩
衣と大口の後画きしその形を見へしに是今川了
俊の大双紙にも袖付きる事と云ふる是へれは後世
に始りしものとも思ハれす野遊古を考ふに延長の

隼人式に肩巾の領緋帛五尺とあれハ昔の隼人の
隼人なといふものゝ服ありし也それといふも今の肩衣
の如きものありしや又六月大祓の祝詞の詞にも比礼
掛（かう）る伴男とあり此比礼も同しものなりさらハ此肩巾
といふものゝ昔健（こ）童（テイ）なといふものゝすやありし又
此代の始に行ふ大嘗会の時の小忌の中に形の如くの
小忌といふものハ今の肩衣といふものに似よりと覚しき
ハ神事のものにて肩衣のためしとすへき物にハあらねと
継古より加ゝる形の衣服在しハまきらハしけれハ是今
世者の思ハ肩衣ハ肩巾（ヒレ）の遺制にて継古より随し来るへからず

上下といふ説

香の上下あさ紀の上下きちんの上下おさき上下なといふ事
されも古き書ニ見へし何れもあり　玉海　東鑑　著聞集　宇治拾遺　此外その紀の類ニ
見えたるところの故ありといふハ吾国の古より紀由見えし
或ハまた此上下といふ名ありて今の上下といふその
古く有しといふ様ともあるも文證なし昔も上下の裁
縫の制を有しるハ上下編者とも紀なれともふるく上下と
いふことも其名のありといふ有る今の上下のことにあり而れ
治物語ニ見へし三条院の御の前紀の西とあきしたる画
其上又上下といふ事も其後ニ図へたるを画きしまた余も也

其のことく思ハれし今も唱あることあらハ論の時なとに
なん人の器ニ入られの上と称来の上と唱ふることも昔にあ
同し此様と世にハなくて水干といふも是ハ謂ニて其上
の上なりし釣盤領方領の異なる水干と其上ニ裁
縫同しかりき

寝殿 并 中門

昔の寝殿を造れる六ありし又四ありしこともありし武家
ニ出来りして藤原の清の九代のうち足利成氏の
造りまし殿守のさし寝今も世ニ残れる六ありある
寝殿ニ見えし又今の寺の方丈といふもその多くハ六有

の殿舎似たりなり是は昔の高殿なるべし施入されしこの
寺は始めなりしかばうしろに形ちうつして後世も高大に造れり
なるべしその中央の高と相違いなき額寄とし
相とそなへ殿の前面に表の角のごとく
て中門を開き左右に門あり今の寺家或は
といふものなり左平治の中門の方をこれに寄せ書物
裏左方刀さい都てといふ是なり又中門の外の出ぬき
或は中門の相殿なるべし是あり是つきなる廊式
い廊下を中門の廊といふ是なるべし是と大
境内の中門の廊の東西なるべきなる後ろい中門の連なり

去歟人皇三十四代の天皇の時なるべし中門のとき連なりなるべしこの
なるべきなるものなるべしこの時なるべしこの時なるべしこの
世なるべしこれを実検の高とのべて廊の連なりといふこの
文なるべしこれのごとくあるべきなるべし故力の前を実検
あるべしこれなるべしこれ御殿なるべしこれなるべしこれ
いまの今坊中の殿なるべし御殿の御殿なるべしこれなるべし
必実検の高殿なるべし御法の御くしの高殿の御殿
といふべし御殿なるべし元慶のもりし本尊義仲を討逃げ
源左衛門義経の自の軍会宗法御殿なるべし法入義経院
高なるべし時法皇中門の連なるべし三人の義廊

[illegible]

出世一事あり[illegible]弘三年河内陶山出多田
[illegible]と毒杯の軍と称し前[illegible]七年三月[illegible]
[illegible]て[illegible]前[illegible]接あるべしと[illegible]
て[illegible]あるべし[illegible]
[illegible]

泉殿

[illegible]

昔の泉殿と泉殿といふものを[illegible]
の泉殿住[illegible]の面[illegible]
[illegible]
[illegible]
用ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

壇鈴（スリコメ）

又壇鈴とも[illegible]

源氏物語に二条院とて源氏君の西の殿の東
こめて第の上住給しのふことある是なり比めてこめい皆
ぬり上て四うかうもたゝるあり按造
家にあり集まさ賀うまさ作るあり無ひてうる
ひるかわとうあ賀うまさ作るあり無ひてうる
ひてはるとこへうも相撲るかあり為業文のうとく夕
雪の大将の行あり時牛の塗籠の戸あみあいて海り
のうとさうも皆和同し最多金時細殿物り自物の
調ぬあり玉垣あり玉垣あるのことしとも沼て今の
塀り物といふ所同し物といふ所むしい張

屋の一屋なり蹴鞠屋中の美第うまくうう今ミ三嶋
物りて殿中の性屋と物り物といふあり

武士の家作り

武士の家作りも性屋造りといふ所ちも皆くうあるも
皆母のいと屋漏して物のうう事りいうう著皆集まさ
しい各物やまうて物ぬいあるも塗籠るなて物うう
とあり又平家物語巻巻の所云光金堂の所
四方家切入塗籠にまて切入所皆皆皆の所
性屋のうの四へさてうう小物物とい力なく出家るを物物
とさいうあるとい性屋塗籠といふ同しやうう

吹田にも是は此様の家造り塞くし或はあけ是は佐屋
のまへけあらて隆姿を并而して是を佐屋と唱ける
事と云の由法然上人の画像相に武士の家を画るあり
これ様なしは扉まかし置は中門のうちに対し出らは厩の
扉ふかしる所見へたり昔のわさも武士なとの家作り
是出まて相知へし

切懸鎧板

昔も今も公人の家は築地をもうけつきし是を築地とも
いふ武士の昔の家の囲には板を作くもの是を江湾大和相
結源氏物語等にきり懸といふ又鎧板とをるもあり

是は板を地に掘たて作るなり当時の築地の絶て今には
切懸も板を地に立て造るよし板はその前に懸るけと無
いへも鎧板といふも大概同し制なりけり後はきり懸
といふ庶は只へたも東鑑なる鎧板とのたいへる右大将
家より日本惣追捕使となりて天下を掌に治めらし
此頃より世間は鎧板の囲ありしを東鑑より見へし年
を経て将軍の時執権とならし武蔵守義時出ても家
りて相模の守て将軍の代に幕府に家の鎧板の家なれて
見くらしと云ふし又しの時となく総権に年ら近く造せんと思
ふれあれは鎧板くらへて板しへ今は此制法あれ久中は

ら[illegible]築地つきて築せんとなれば築時[illegible]
のせんとしのあとに[illegible]築人夫[illegible]
て世の[illegible]し[illegible]築地つき[illegible]
い築[illegible]事の[illegible]
いつ何の[illegible]
築[illegible]
事[illegible]

前本の天河

彩彩の[illegible]築[illegible]
お撰[illegible]の[illegible]の[illegible]

の天河[illegible]又昔天武天皇の檜本
の天河[illegible]
し[illegible]
和名抄に[illegible]
乃見豆と訓せり[illegible]天河[illegible]本のうつ[illegible]
あ[illegible]半天河水[illegible]
水[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

春渓漫筆上帙